

# 西周代姫姓諸侯考

## 一周王室系譜の再構成に関する一試論

谷 秀 樹

### はじめに

周王室系譜を系統的に叙述した西周金文銘としては史牆盤銘（中期 [10175]、Ⅱ）と逯盤銘 [『近二』（後期 [939]）] があり、前者では文王から穆王まで（現王である「天子」も含めると共王まで）の歴代王の事跡が即位順で列記されており、また後者では同じく文王から厲王まで（現王である「天子」も含めると宣王まで）の系譜を復元することができる。但し、両盤銘は「王統譜」の叙述を主目的とするものであるため、例えば『史記』周本紀で“共王の弟”とされる孝王の実親関係については明示されていない。

これに対し、周王室に関連する実親関係についての纏まった記述が見られる最古の文献史料が『左伝』である。まず僖公 24 年条では「管、蔡、郟、霍、魯、衛、毛、聃、郤、雍、曹、滕、畢、原、酆、郇、文之昭也」, 「邴、晋、応、韓、武之穆也」, 「凡、蔣、邢、茅、胙、祭、周公之胤也」というように文王諸子、武王諸子、周公諸子の裔について列挙されており、また僖公 5 年条では「大伯、虞仲、大王之昭也」, 「虢仲、虢叔、王季之穆也」というように古公亶父及び季歴の諸子に関して列記されている。なお定公 4 年条では「武王之母弟八人、周公爲大宰、康叔爲司寇、聃季爲司空、五叔無官」とあり<sup>1)</sup>、また昭公 12 年条では魯、衛、晋を「王母弟」とし、定公 6 年条では周公、康叔について「大姒之子」とあるように武王（及び成王）の同母兄弟について言及しており、一方襄公 29 年条では「虞、虢、焦、滑、霍、楊、韓、魏、皆姫姓也」というように王族以外の姫姓諸族（この場合は焦、滑、楊、魏）についても概述している。

しかし、同時代史料である金文事例を参着すると、『左伝』の記載には幾つかの不審な点があることに気付く。まず文王の弟とされる虢仲、虢叔については封地が同一地であるということが他の事例では見られない不可解な点であり、また金文事例によると後述するように虢氏の出現は、林巳奈夫『研究』の断代案（以下、林断代）ではⅡ期（西周中期）以降であり<sup>2)</sup>、特にその登場件数が顕著なのはⅢ期（西周後期）以降なのである。すなわちⅠ期（西周前期）にはいまだ虢氏は史上に出現してはいないのであって、たとえ周王族出自であるとしても「季歴～文王代に既に登場していた古族」とは認め難いのである。

また、「武之穆」とされる晋については、その始祖である唐叔虞に関して晋公盩銘（春秋 [10342]）に「晋公曰、我皇祖唐公、[応] 受大命、左右武王、□□百蛮、広嗣四方、至于大廷、莫不来 [王]。」とあるように「武王を補佐した（武王と同時代の）人物である」とされており、武王死去時にいまだ幼なかつと伝えられる成王の「弟」とする『左伝』の記載と矛盾する<sup>3)</sup>。また、晋の封建について記した覲公簋銘 [『近二』（前期 [415]）] によると「遭于王命、唐伯侯于晋」というように、晋国の始封者は「唐伯」であるとされており、「唐叔」（すなわち成王の「弟」）であるとする文献（『左伝』僖公 24 年条など）の輩行序列と矛盾している<sup>4)</sup>。

同じく「武之穆」とされる韓については、『詩』大雅・韓奕に入封時の経緯が記述されているが、その時期は宣王代であると考えられており<sup>5)</sup>、武王にその始源を繋げる点が不可解である。また、郟や邶、茅のように金文事例が全く見出されず王族であるか否かの問題以前に姫姓であるかどうか不明確でない例がある一方で、成(郟)や畢のように西周金文のみならずそれに先行する周原甲骨文や周公廟甲骨文にも記載が見える諸族も存在し<sup>6)</sup>、これらを一律に扱って良いのかという疑問もある。王族内の構成に関して付言しておく、何故「周公系列の族員」のみが「周公之胤」として特別枠に入れられているのかも不審である。「周公」は「畢公」と同様に周公廟甲骨文に既に記載例が見出されており<sup>7)</sup>、先周期においては王室と併存する周の別族(または王族)の1つであった可能性も指摘できる。

そもそも、『史記』管蔡世家附載の曹世家では「武王同母兄弟十人。母曰太姒、文王正妃也。其長子曰伯邑考、次曰武王発、次曰管叔鮮、次曰周公旦、次曰蔡叔度、次曰曹叔振鐸、次曰成叔武、次曰霍叔處、次曰康叔封、次曰毋季載」というように、『左伝』僖公24年条とは異なる輩行順序が見出され、また「同母兄弟」の範囲や子弟の固有名詞も特定されており、『左伝』の系譜自体が未だ展開過程の途上にあったものと想定されるのである。従って、例えば春秋末の器銘である晋公懿銘と異なる系譜認識を持っていたとしても<sup>8)</sup>、ある意味当然であったとも言えるであろう。要するに、『左伝』をはじめとする古文献史料は、周王室系譜の実像を決して正確に伝えてはいないと確言して良いと思われる。従来の諸研究の多くは、『左伝』や『史記』所載の系譜をほぼ無批判に受け入れており、いわば曖昧な基礎の上で曖昧な議論を続けてきたように思われる。

本稿では、上述の問題意識をふまえた上で、西周金文を主な史料源として西周代姫姓諸侯の動態について時系列的に復元する作業を行い、その動態により西周王室系譜が再構成されていく過程について分析を試みることにしたい。なお、紀年が記された金文の断代に関しては吉本道雅2004,2005に示された断代案(以下、吉本紀年)に基本的に依拠することにする<sup>9)</sup>。また、紀事金文以外の金文の断代については、林断代に基本的に依拠することにし、白川静『通釈』等の断代案を参考とすることにする<sup>10)</sup>。

## 第一章 「姫姓」諸侯の範疇

姫姓諸侯について考察する前提として、まずは姫姓諸侯の範疇を確定しておく必要がある。というのは、王室と実際には実親関係が無いのに系譜を操作して実親関係の存在を主張したり、後に姫姓を冒姓したり、或いは後世の文献において姫姓に同定されるという事例が多見されるからである。

文献上で「姫姓」とされる諸侯の範疇は、(1)「王族または周族出自の可能性のあるもの」、(2)「姫姓を冒姓した可能性のあるもの」、(3)「秦漢期以降になって姫姓に同定された可能性のあるもの」の3類に大別される。

まず(1)の事例に属するものとしては、毛氏、虢氏、周公家〔井氏、胙、魯を含む〕、成、畢、衛、晋、蔡、霍、曹、応、豊(酆)、荀(郇)、滕等を挙げることができる。主に金文史料によって「姫姓」を称していた点が確認または推定される諸族である(胙は、周公の裔である点のみが確認される)<sup>11)</sup>。

毛氏については、班簋銘(中期[4341]、II A)に「・・王命毛公、以邦冢君、徒馭、戢人、伐東国瘠戎。咸。王命呉伯曰、以乃自、左比毛父。王命呂伯曰、以乃自、右比毛父。趙命曰、以乃族従父

征、徯城、衛父身。三年、靜東国。」とあり、王から「毛父」乃至は「父」というように“称「父」”されており、王族出自である可能性が高い<sup>12)</sup>。同様に毛氏が王から称「父」された事例としては毛公鼎銘（後期 [2841]、Ⅲ B）があり、毛公厝は「父厝」乃至は「父」と称され、また「粵朕位、・・命汝亟一方」というように特殊な権能を王朝から付与されている。同様の権能については前掲班簋銘でも「粵王位、作四方亟」というように毛公に対して付与されており、王朝内における毛氏の特殊な位置づけと関連していたものと考えられる<sup>13)</sup>。虢氏については、毛氏と同様に宣王 12 年の虢季子伯盤銘（後期 [10173]）で称「伯父」されており、後述するように「王季之穆」とは考えられないにしても、後出の王族出自族集団であったのではないかと考えられる。

周公家については、その裔である魯国の初封に関して『詩』魯頌・閟宮に「王曰叔父、建爾元子、俾侯于魯」とあり、王との実親関係が想定される。また、『左伝』でも魯侯は周王から称「叔父」されており<sup>14)</sup>、毛氏や虢氏と同様の処遇を受けていたように見える。だが、魯頌・閟宮は魯僖公代（前 659～前 627）の製作であると考えられており、春秋期における魯の自国系譜認識を示すものであるということはいえても、西周期におけるそれであるとは確言できないであろう（『左伝』の称「叔父」事例も同様である）。実際、魯と同じく周公の裔とされる井氏は、後述のように西周代において毛氏や虢氏と匹敵する勢族であったにも関わらず、王から称「父」された事例が一例も無い。また、族内から井（邢）侯という外諸侯を分支している点も、毛氏や虢氏とは相違する点である。但し、前述のように「周公」は周公廟甲骨文に既に現れており、王族とは別系統の古周族であった可能性が指摘できる。

周公家と同様に古周族出自であると見られるのが成と畢であり、上述のように両族共に周原甲骨文に見え、畢族は周公廟甲骨文でも登場している。また畢氏の系列であると思われる楷氏からは、外諸侯である楷侯が分支している<sup>15)</sup>。

衛と晋は、既述の『左伝』昭公 12 年条において「王母」出自であると説明されており、いずれも魯と同様に『左伝』内で王から称「父」されている（衛侯に対しては称「叔父」、晋侯に対しては称「伯父」または称「叔父」）<sup>16)</sup>。但し、これらの称「父」事例は先述のように春秋期の系譜認識を反映するものであるとはいえても、西周期におけるそれを示すものであるとは確言できない。また、衛については『書』康誥に「王若曰、孟侯、朕其弟小子封。・・」という記述も見られるが、金文史料による明証を欠く。

他に蔡、霍、曹、応、豊、荀、滕も金文上で「姫姓」を称している点から周族出自である可能性があり<sup>17)</sup>、虞の場合も後述するように「大王之昭」とは認定できないものの、「姫姓」銘器が出土している点から、周族の範疇に入る可能性はある<sup>18)</sup>。また金文のみに見える「姫姓」諸侯としては、南宮氏、散氏、濂氏、沈氏、南氏、芮がある（沈は、周公の器を作器している点のみが確認される）<sup>19)</sup>。

『左伝』僖公 24 年条のカテゴリーのみに含まれていて金文に見えない諸族としては郟、原、邗、韓、凡、蔣、茅、祭、聃、管があり、また襄公 29 年条のカテゴリーのみに含まれている諸族としては焦、滑、楊、魏がある。これらは称「姫姓」の金文事例を欠くという点で姫姓である根拠に乏しい<sup>20)</sup>（楊については、下記のように（2）に含める）。

次に（2）に属するものとしては、曾、燕、呉、息、胡、楊、単氏等を挙げることができる。曾は陝東出自であるが西周後期には姫姓を冒姓していたようであり<sup>21)</sup>、呉、燕についても春秋期以降の姫姓冒姓が推定される<sup>22)</sup>。息は陝東出自であるが『左伝』では春秋期に姫姓を称していたものと解釈出来る記述があり<sup>23)</sup>、胡については本来隗姓であった可能性があるが、『左伝』哀公 8 年条には姫姓

を称していたことを示唆する記述がある<sup>24)</sup>。楊も陝東出自であるが、『左伝』段階で既に姫姓を冒姓していた可能性があり<sup>25)</sup>、単氏は西周後期における姫姓冒姓が推定される<sup>26)</sup>。また巴や密、驪戎、狐氏についても婚姻関連の記事から姫姓を冒姓していたものと考えられる<sup>27)</sup>。冒姓開始の時期は一般的に西周末以降に繋げられ、西周王朝体制の衰退による「姓」体系の混乱と貴種である姫姓を称することで自族の権益としたい諸族側の思惑が関連していたものであろう<sup>28)</sup>。

次に(3)に属するものとしては、賈, 極, 遂, 郭, 樊, 頓, 項, 道, 江, 鑄, 鐘離, 都等を挙げることができる<sup>29)</sup>。金文史料はもとより、『左伝』等の先秦期文献においても王族出自であるどころか姫姓出自であることを示す史料すらない諸族で、『元和姓纂』や『通志』等の唐宋期文献に纏まった記述が見られる。このような姫姓同定の系統的記述は『風俗通』や『潜夫論』等に始まるものと解されるが、固有名称や「某王の第何子であるか」という点に至るまで細密に明示している点が特徴的であり、他姓であることを主張する異説が併存する例が多い。いわゆる「後世の附会」であると評価されよう。

## 第二章 「姫姓」諸侯の史の変遷〔(1) 金文事例の分析〕

本章では、主に金文史料に基づいて西周代における姫姓内外諸侯の動態を時系列的に復元する作業を行い、各諸侯の王朝内における消長について検討する。

### 第1節：「姫姓」内諸侯の動態

西周前期(林断代: I A ~ I B 期頃)には、周公家が王畿内外において顕著な役割をはたしていた。まず周公は、克殷事業や桀侯征伐に参画しており〔小臣单觶銘(前期 [6512]、I A)、禽簋銘(前期 [4041]、I B)〕、また陝東系の微族が帰順した際には周原における封地分与を担当していた〔前掲史牆盤銘〕。ついで「周公の子」である明公も<sup>30)</sup>、東国征伐に従事しており〔明公簋銘(前期 [4029])〕、また成周において「三事の命と四方の命」を統轄する要職に就任し、成周での祭事も宰領している〔令彝銘(前期 [9901]、I B)、作冊鬲卣・尊銘(前期 [5400・5991]、I B)〕。周公系である胙伯の事例が見出されるのもこの時期であり〔胙伯簋銘〔『近』(前期 [486])〕〕、同じく周公系の魯侯は周公、明公の二代にわたって周公家の軍事活動に従事している〔前掲禽簋銘、明公簋銘〕。周公系以外では、畢氏や南宮氏、豊氏、散氏の事例が散見され<sup>31)</sup>、就中南宮氏は虢方征伐の際に主帥の地位に就いている〔中方鼎二・三銘〔前期 (2751—2752)〕、鞞鬲銘〔『近二』(前期 [126])〕〕。

以上のように、前期においては姫姓諸族の活動も少なからず見出されるのであるが、むしろ当該期の王朝内において主導的役割をはたしていたのは陝東系の諸大族であったものと見られる<sup>32)</sup>。例えば、孟族は鄧伯の安撫や鬼方征伐に従事しており〔孟爵銘(前期 [9104]、I B)<sup>33)</sup>、康王25年の小孟鼎銘(前期 [2839])〕、また召族は昶子聖征伐や南国の巡省、五侯征伐の安撫等を所管し〔大保簋銘(前期 [4140]、I A)、厲侯玉戈銘(陳夢家 1956)、保卣・尊銘(前期 [5415・6003]、I B)〕、燕国、衛国、宋国の封建にも関与していたものと考えられる<sup>34)</sup>。作冊職や師職等の中下級職官の中核部分も陝東出自者によって占められていたようであり、当該期の王朝が陝東系帰順者の統治能力にかなり依存していた点が看取される。

西周中期(II A ~ II B 期頃)に入ると、井氏や毛氏、濂氏、甝氏等の周系諸族が登場し、中でも井

氏の台頭が著しい。井氏が出現したのは穆王代であり〔長田盃銘（中期 [9455]、Ⅱ A）〕、それ以降王朝の中枢において「中期改革」を統括する地位に就いていたものと見られる<sup>35)</sup>。まず井伯及び嗣馬井伯、井叔、咸井叔が相次いで冊命儀礼又は冊命型儀礼の右者に就任しており<sup>36)</sup>、当該期での右者就任事例数は井氏全体で総計 11 例に及ぶ。また、井伯は執政団の筆頭にも就任しており〔孝王 5 年の裘衛鼎一銘（中期 [2832]、Ⅱ B）〕、井叔は訴訟審理の際に裁定者の地位に就いている〔懿王元年の召鼎銘（中期 [2838]）〕。異姓外諸侯との渉外関係の面では、まず井姫が驪伯に入嫁して驪国との間に婚姻関係を形成しており〔驪伯鼎銘（中期 [2277—2278]、Ⅱ A）〕、また井叔は自ら出向して覇伯を蔑曆している〔覇伯簋銘〈黄錦前 2012（中期前段）〉〕。一方、張家坡井叔墓地の M163 からは鄧仲犧尊〔銘は（前期 [5852—5853]）〕が出土しており<sup>37)</sup>、鄧国との間における交渉関係の樹立を示す。これらの井氏による渉外活動には、王朝の対外政策の一翼を担うという側面もあったものであろう<sup>38)</sup>。当該期に、井氏以外の姫姓諸侯で右者に就任しているのは毛氏と謙氏、南氏のみであるが、各々の就任事例は僅か 1 例ずつに過ぎない〔斲簋銘（考古与文物 2012—3 [穆王代]）<sup>39)</sup>、矜簋銘〔『近二』（中期 [433]）〕<sup>40)</sup>、無車鼎銘（後期 [2814]、Ⅱ B）〕。なお、毛氏は東国疇戎や無虞の征伐に従事しており〔前掲班簋銘、孟簋銘（前期 [4162—4164]、Ⅱ B）〕、一部の族員は河南王畿に進出して拠点を持植していた可能性がある<sup>41)</sup>。また謙氏も特に成周で活動しており〔厚趯方鼎銘（前期 [2730]）、嗣鼎銘（前期 [2659]）〕、滕などの東夷の征伐に参画している〔寧鼎銘（前期 [2740—2741]、Ⅱ A）〕。虢氏は前掲班簋銘に事例が見えるが、この時期における活動は顕著ではない。

また、Ⅰ期からⅡ期にかけてのもう一つの変化は、陝東系大族の頽勢であり、孟族、召族共に中央王官内の陪臣関係上で下位に位置づけられており<sup>42)</sup>、事例数自体が激減している。また、周公本宗家が姿を消していることも注目すべき点であるが、同じ周系古族である畢氏は健在であり、畢姫を異姓諸侯の邰伯に通嫁させている〔邰仲鼎（中期 [2462]）、邰伯鼎〔『近二』（中期 [274]）〕〕。

西周後期（Ⅲ A～Ⅲ B 期頃）には、虢氏の台頭が始まる。虢氏は虢伯、虢仲、虢叔、虢季の諸氏に分族化しており<sup>43)</sup>、中でも虢仲氏は関中王畿内の鄭地や城地にも新分族を配置し<sup>44)</sup>、また虢季氏と共に河南省三門峡に拠点を構築している<sup>45)</sup>。鄭、城、豊、咸等の地に新分族配置を認められていたのは、虢氏以外の内諸侯では井氏のみであり<sup>46)</sup>（外諸侯では鄧侯と鄂侯のみ<sup>47)</sup>）、虢氏の王朝内における地位が井氏並みに上昇していたことを示す。族員のうち、虢仲は南淮夷や戎の征伐に従事しており〔虢仲盃銘（後期 [4435]、Ⅲ A）、柞伯鼎銘〔『近二』（後期 [327]）〕〕、戎征伐の際には柞伯や蔡侯を統轄している<sup>48)</sup>。また、虢叔は「呼某召者」や訴訟審理の裁定者に就任しており<sup>49)</sup>、虢季は玁狁征伐に従事している〔前掲虢季子伯盤銘〕。右者就任事例は虢仲の一例のみであるが〔何簋銘（後期 [4202]）〕〈冊命型儀礼〉、夷王～幽王期にかけて虢氏は王朝内で着々と権力基盤を固めていたものと考えられよう。なお、文献上で虢氏が登場するのも厲宣期の記事からであり<sup>50)</sup>、金文が示唆する出現時期と軌を一にしている。

虢氏の台頭に比して井氏の権勢は衰退傾向に入っており、執政団筆頭に就任したり〔夷王 12 年の永盃銘（中期 [10322]、Ⅱ）〕、右者に就任したりする事例（総計 5 例）は認められるものの<sup>51)</sup>、Ⅱ期の時期のような圧倒的力は失われつつあるように見える<sup>52)</sup>。虢氏、井氏以外では毛氏、畢氏が各々右者に就任してその健在を示しており<sup>53)</sup>、また再起用された南宮氏が右者にまで昇格している〔厲王 37 年の善夫山鼎銘（後期 [2825]、Ⅲ B）〕<sup>54)</sup>。当該期におけるもう一点の変化は、「周化」した陝東系諸族の登場であり、栄氏や単氏、克氏等が夷王～厲王期に相次いで台頭し、また召氏も復活している<sup>55)</sup>。

## 第2節：「姫姓」外諸侯の動態

西周前期（ⅠA～ⅠB期頃）においては、魯が前述のように桀侯征伐や東国征伐に参加しており、周公本宗家の指揮下に入っている。また、康侯が衛に入封しており<sup>56)</sup>、濬県衛国墓地 M60 出土罍尊銘（前期 [5986]）によると衛侯自ら宗周に入朝していた可能性がある<sup>57)</sup>。当該期における宗周への入朝は猷侯や燕侯、井侯も相次いで行っており、初封時における外諸侯「侯」の慣例であったものであろう<sup>58)</sup>。また、濬県衛国墓地 M42 では成周銘戈（前期 [10882]）が出土しているが、琉璃河燕国墓地でも同様の成周銘戈〔『近』（前期 [1097—1098]）〕や成周銘卜甲が出土しており<sup>59)</sup>、成周を基軸として陝東外諸侯が連携し合う状況が想定される。同様の事情は晋国でも見出され、天馬一曲村晋国墓地 M6195 では成周銘鼎〔『近二』（前期 [189]）〕が出土しており<sup>60)</sup>、北趙晋侯墓地 M114（2代晋侯燮父墓に比定される<sup>61)</sup>）出土の叔矢方鼎銘〔『近二』（前期 [320]）〕によると、晋国の属臣である叔矢は成周で挙行された王主催の祭事に参与している。また、晋国は同時期に虎方征伐にも参与しており、属臣の鞞が王命を受けて鯨（繁湯）に派遣されているが〔同じく M114 出土の前掲鞞獻銘〕、これは晋国が繁湯に利権を持つ端緒となった事例であると評価することができる<sup>62)</sup>。また、虎方征伐に参画したことが機縁となって主帥である南宮氏とも交渉を持つようになったらしく、南宮姫鼎〔『近二』（前期 [262—263]）〕が天馬一曲村 M6081 から出土している。

上記のように、当該期において周系外諸侯は、王朝主体の征伐戦が行われた際に徴用される事があり得たものと考えられるが、出征軍の中核に配されていたのは王朝直轄軍及び内諸侯の混成部隊であったものと推定され、いまだ王朝軍の主力を構成するには至っていなかったものと考えられる<sup>63)</sup>。

西周中期（ⅡA～ⅡB期頃）には、山西～河北方面において諸戎と周系外諸侯との攻防事例が見出される。まず河北方面では軹地に戎が侵寇し、井侯の属臣である臣諫が侯命を受けて征伐に従事している〔臣諫簋銘（中期 [4237]）<sup>64)</sup>〕。軹地には軹侯が封ぜられていたものと考えられ<sup>65)</sup>、軹侯を助勢しての出征であったものであろう。同様に山西方面では、畢氏系の楷侯が馭戎を征伐している〔善簋一・二銘〔『近二』（中期 [424—425]）〕<sup>66)</sup>〕。

晋国は、Ⅰ期において隣国の覇国と交渉関係を樹立していたようであるが<sup>67)</sup>、Ⅱ期においては同じく隣国の邰国と軍事衝突している<sup>68)</sup>。また、前述した繁湯はⅡA期には王朝の直接管理下に置かれていたようであるが<sup>69)</sup>、ⅡB期頃以降になると晋侯の所轄下に移管されたものと見られる<sup>70)</sup>。このような繁湯の管轄を巡る事情も、王朝と晋国との間における密接な交渉関係の伏在を示していると考えられ、M31 出土熨馬盤銘〔『近二』（後期 [935]）〕によると、5代厲侯は王から冊命を受けている<sup>71)</sup>。

以上のように、当該期の周系外諸侯による戦役は、自国疆域や近隣の親交諸侯国を守るための単独の軍事行動が一般的であったようであり、王朝軍の軍事行動に外諸侯が参画するという事態は顕著ではなかったものと見られる。このような動向は、同時期における王朝の軍事的守勢化とも関連していたものであろう<sup>72)</sup>。

西周後期（ⅢA～ⅢB期頃）に入ると、周系外諸侯が王朝軍の主力となる事例が現れており、応侯や晋侯がその代表例である。まず応侯と王朝が関連する事跡は主に夷王期前後に認められ<sup>73)</sup>、罍簋銘〔『近』（中期 [485]）〕では応侯罍が姑で王から賜与を受けている<sup>74)</sup>。ついで応侯罍の子であると推定される応侯見工も<sup>75)</sup>、竊で王から賜与を受けており〔応侯見工簋一・二銘〔『近二』（中期 [430—431]）〕〕、淮南夷毛征伐の際には主帥となり〔応侯見工鼎銘〔『近二』（中期 [323]）〕〕、応侯見工簋三銘〔王龍正・劉曉紅・曹国朋 2009（孝王～夷王代）<sup>76)</sup>〕〕、戦役後には周原で冊命型儀礼を受けてい

る〔応侯見工鐘一・二銘〔『近二』(中期[9—10])〕、応侯見工鐘三・四銘(中後期[107—108]、Ⅲ)<sup>77)</sup>〕。次に、当該期において晋侯と王朝が関連する事例は主に宣王期に見出され、8代猷侯が王と共に夙夷を征伐し、戦役後には成周で冊命型儀礼を受けている〔晋侯蘇鐘銘〔『近』(後期[35—50])〕<sup>78)</sup>〕。ついで9代穆侯は王朝軍と共に條戎等と抗戦しているが<sup>79)</sup>、同時期に同じく獫狁征伐に従事していた楊国<sup>80)</sup>との間には軍事的な協力関係が形成されたようであり、次代の10代文侯は楊女と婚姻している<sup>81)</sup>。一方で、穆侯は斉や楚とも独自の交渉関係を築いており、斉女と婚姻し<sup>82)</sup>、また楚公逆編鐘〔『近』(後期[97])〕がM64(穆侯墓に比定される)から出土している。宣王12年に斉国内で胡公派による内紛が失敗に帰した経緯や<sup>83)</sup>、楚公逆の次代の楚君である楚公冢<sup>84)</sup>の銘器〔楚公冢編鐘銘〔『近』(後期[3])〕〕が周原(陝西省扶風県召陳村)で出土している点等を考慮すると、王朝の対外政策に沿った措置であった可能性が指摘できよう。

なお、魯国は伯御の時代に王朝から討伐を受けているが<sup>85)</sup>、伯御誅殺後に王朝によって擁立された孝公は東方地域において特殊な権能を与えられたようであり<sup>86)</sup>、同様の権能を南方地域において与えられた申伯や北方地域において付与された韓侯等<sup>87)</sup>と共に、王朝疆域の一角の安定を担う役割を期待されていたものと見られる。

また蔡侯は、前述のように虢仲による戎征伐の際に胙伯の属下で戦役に従事しており〔前掲胙伯鼎銘〕、南仲邦父による淮南夷に対する貢賦徴収の際にも協力していたようであるが〔厲王18年の駒父盃銘(後期[4464])〕、これらの活動はI期に見られた事例と同様の内諸侯による徴用行為であったものと考えられよう。

上述のように、Ⅲ期には王朝軍の中核に周系外諸侯が配される事例が頻見するようになっており、殊に晋や魯などの有力諸侯は、周系内諸侯大族にも拮抗する政治的力量を持ち始めていたのではないかと推察されるのである<sup>88)</sup>。

### 第三章 「姫姓」諸侯の史的変遷〔(2) 墓葬事例の分析〕

墓葬形式は、被葬者の社会的身分・地位やその被葬者の所属する地域集団(諸侯であれば諸侯国)の王朝内における序列関係を示す史料となし得るものであり、その形式に変化が認められた場合、その変遷は王朝内における地位・序列の変化を反映していると考えることができよう。西周期において墓葬等級を識別するための有効な標識としては、墓坑様式、椁・棺各々の数量、副葬品の種類・数量等があるが、ここでは墓坑様式に特化して内外諸侯の地位とその変遷について考察してみることとする。西周代における墓坑様式には、(1) 亜字形〔墓道4〕、(2) ト字形〔墓道3〕、(3) 中字形〔墓道2〕、(4) 甲字形〔墓道1〕、(5) 長方形堅穴土坑〔墓道0〕の5様式があり、(1)は殷王陵の様式を継承するもので最高位の様式、以下順次降って(5)が最下位の様式であると考えられている<sup>89)</sup>。墓壙の方向は多様であるが、以下付言しない限り全て南北方向墓(頭向は北向き)であることを示す。

#### 第1節：西周前期における諸侯国の墓制

殷末周初の時期には、殷王朝崩壊期の混乱と有力諸侯の乱立を反映してであろうか、大規模な陝東系諸侯墓が散見する。まず、山東省青州市蘇埠屯遺跡で発掘された蘇埠屯M1は殉人48人を伴う亜字形墓であり、殷王墓の様式を直接的に継承する点から殷王族墓もしくは殷末において自立の形

勢を強めた陝東系大族の首長墓であろうと考えられる<sup>90)</sup>。次に、蘇埠屯遺跡のやや西方の棗莊市滕州市官橋鎮前掌大村でもほぼ同時期中の中字形墓3座、甲字形墓9座が発掘されている<sup>91)</sup>。報告者は、その地理的位置関係を考慮して殷末周初の薛国墓葬であると推定している。「薛」銘器が一例も出土していないため即断することは憚られるが、蘇埠屯墓葬同様の陝東系大族による巨墓であると考えて良いであろう。また、河南省周口市鹿邑県太清宮鎮で発見された長子口墓 M1 も前二者とほぼ同時期に造営された中字形墓である<sup>92)</sup>。宋国の南隣に位置しているため微子啓墓であると見る説もあるが<sup>93)</sup>、泉子聖等と同様に西周初期まで残存していた殷系諸族の首長墓であると見て大過ないであろう。湖北省武漢市黄陂区魯台山の甲字形墓 M30 では長子狗鼎（前期 [2369]）が出土しており、同族の墓葬であると思われる<sup>94)</sup>。

これらの巨墓を擁する陝東系諸大族に対し、周王朝は如何に対処していたのであろうか。北京市房山区琉璃河燕国墓地では、西周前期に繋げられる時期において中字形墓や甲字形墓が造営されており、殊に初代燕侯克の墓葬であると考えられる M1193 は四隅に各1道ずつの墓道を持つ変形亜字形墓である<sup>95)</sup>。また、河南省鶴壁市浚県辛村で発掘された衛国墓地でも西周前期段階から中字形墓や甲字形墓の造営が始まっている<sup>96)</sup>。燕国の大墓と異なる点は、夫妻異穴合葬墓の形式が認められるという点であり、夫人墓は衛侯墓と同じく中字形墓で、衛侯墓の東側に設営されていた。ついで前二者にやや遅れる時期（西周中期初め頃）に、河北省邢台市葛家荘で井侯墓地が形成されており、当該墓地でも中字形墓や甲字形墓が造営されている<sup>97)</sup>。すなわち、王朝は〔燕—井—衛〕という黄河以西の縦断ラインに変形亜字形墓や中字形墓等の巨墓を続々と配置していったようであり、これは蘇埠屯や前掌大等に残存する陝東系諸大族に対して王朝交代の現実を視覚的に明示する効果をもたらしたであろう<sup>98)</sup>。なお、河南省洛陽市北窑村西周墓地では西周前期に繋げられる中字形墓が2座発見されており（M446、M451）<sup>99)</sup>、先述した縦断ラインは河南王畿内の成周地点に連結していたことになる。周系貴族墓が集中する瀧河西岸地区に所在する点から見て、明公のような周系内諸侯大族の墓葬であるものと推定されよう<sup>100)</sup>。また、北窑村西南部では殷遺民による造営と見られる変形中字形墓 M14 も発見されているが、これは当該期における陝東系帰順諸族の権勢の強固さを示す例であろう<sup>101)</sup>。一方、王朝疆域の南方では曾国が巨墓を形成しており、湖北省随州市葉家山曾国墓地で東西方向の甲字形墓（頭向東向き）2座が発見されている<sup>102)</sup>。但し、初代曾侯諫墓は長方形豎穴土坑墓（M65）であったようで、二代目から甲字形を導入し、しかも二代目墓（M28）から三代目曾侯罔墓（M111）にかけて代を重ねるごとに巨墓化している。このような変化の背景としては、王朝の南方支配の上で曾国が占める重要性の高まりが考えられる。曾国は虎方征伐の際に王官の巡省地の1つとされており〔中獻銘（前期 [949]）〕、また隣接する鄂国と同様に疆域附近に王朝直轄軍の駐屯地である「自」（「曾自」）が設置されていた〔静方鼎銘〔『近』（前期 [357]）〕〕<sup>103)</sup>。王朝としては、曾侯に対して北方の燕侯に擬せられるような辺境鎮撫の役割を期待していたものと考えられ、そのような政策的意図が曾侯墓の大型化を支持する方向に結びついたのでなかろうか。また、曾侯墓でも夫妻異穴合葬墓の形式がとられているが、夫人墓（M27、M46 及び M50）は一段格下の長方形豎穴土坑墓の様式をとっており、曾侯墓の東側に位置していた。

## 第2節：西周中期における諸侯国の墓制

西周中期以降になると、山西省臨汾市曲沃県北趙村で本格的に晋侯墓地が造営され始める<sup>104)</sup>。2代晋侯燮父から10代までの歴代晋侯が夫妻異穴合葬墓の形式をとって埋葬されており、9代まで夫

妻墓はいずれも甲字形墓である。夫人墓の位置は3代武侯夫人まで侯墓の東側であるが、以降は侯墓の西側に位置し、10代文侯夫人墓に至って再び東側に移動する。前述した燕侯、井侯、衛侯の諸侯に対して一段格下の様式である点は、当時の晋侯の諸侯ランクが上記3侯より格下であったことと対応しているものと考えられる<sup>105)</sup>。次に、晋侯よりも更に一段格下にランキングされていたと見られるのが、河南省平頂山市滎陽鎮に公族墓地を形成した応侯である<sup>106)</sup>。西周前期に繋げられるM232(初代応侯墓であると推定されている)は甲字形墓であるが、以降の歴代応侯墓は長方形竪穴土坑墓の様式がとられていたようであり<sup>107)</sup>、応国は前期以降に王朝内における地位を低下させていたものと見られる<sup>108)</sup>。なお、応侯墓でも夫妻異穴合葬墓の形式がとられていたと考えられるが、夫人墓は侯墓の東側に位置していたものと見られる。

また、宗周に隣在する陝西省西安市長安県張家坡墓地では、井叔の墓葬に比定される中字形墓や甲字形墓が発見されている<sup>109)</sup>。造営時期の面から見ても、「中期改革」期における井氏の権勢拡大を反映する巨墓であると考えられよう。一方、山東省淄博市高青県花溝鎮陳莊村西周墓地では甲字形墓2座(M35、M36)が発見されている<sup>110)</sup>。M35の被葬者は「斉自」を主管する王官であったものと考えられ、孝王～夷王初年に行われた斉国征伐時の武勲を記念して造営されたものと推定される<sup>111)</sup>。墓坑等級を考慮すると、内諸侯大族出自者であると考えられよう。

ところで、当該期には先述のように周系内諸侯大族から邰伯及び彌伯に対して通嫁がなされており、同じ政策意図に基づく措置であったものと考えられる。まず、山西省運城市絳県横水鎮横北村邰国墓地では、東西方向の甲字形墓2座(頭向西向き)が発見されており、邰伯の夫妻異穴合葬墓であると見られる<sup>112)</sup>。夫人墓であるM1は畢姫の墓葬で、邰伯墓M2の北に位置している。また、陝西省宝鶏市茹家荘に所在する彌国墓地でも甲字形墓2座(頭向西南向き)が発見されており、彌伯の夫妻異穴合葬墓であると見られる<sup>113)</sup>。M2は井姫の墓葬であり、彌伯墓M1の東側に位置している。特に彌伯の場合、先行する竹園溝M13の西周前期墓葬等では長方形竪穴土坑墓の様式がとられていた点を見ると<sup>114)</sup>、周系大族との婚姻を機に墓葬様式の昇格が実現していた点が確認される。

### 第3節：西周後期における諸侯国の墓制

当該期において最も注目すべき点は、晋侯墓をはじめとする一部周系外諸侯の巨墓化傾向と、それと対照的な形で進行する周系内諸侯大族墓の逼塞傾向である。前述のように、従来の歴代晋侯墓は甲字形様式であったのであるが、10代文侯墓に比定されるM93及びその夫人墓である楊姑墓M63は中字形墓の様式を導入しているのである<sup>115)</sup>。文侯は平王に対抗していた携王を敗滅させ<sup>116)</sup>、平王から称「父」されていたとされる晋侯であり<sup>117)</sup>、その巨墓化は王朝内における晋侯の権勢の強化を示唆するであろう。そうして、北趙晋侯墓地に後続するとされる山西省曲沃県史村鎮羊舌村晋侯墓地でも中字形墓5座が発見されており<sup>118)</sup>、そのような権勢が東遷期から春秋初期にかけて継承されていたものと見られる。また、応国においても当該期には再び甲字形墓の様式を導入しており(M95)<sup>119)</sup>、応侯見工代における勤王が応国の王朝内評価を高めた結果であると思われる。一方、晋国の西方に位置する芮伯も、当該期中字形墓や甲字形墓を採用し、その強勢化を示している<sup>120)</sup>。芮伯は、西周前期より胡国や覇国と交渉していたようであるが<sup>121)</sup>、当該期には虢氏や畢氏等の周系内諸侯大族との間でも交流関係が成立していた<sup>122)</sup>。なお、この時期には楷侯も甲字形墓を導入している<sup>123)</sup>。芮伯や楷侯が当該期に巨墓の造営に着手し始めた背景の1つとして、北辺の不穏な政治情勢が挙げられるであろう。前述のように、中期以降になって戎が山西から河北にかけての北辺を脅

かしており、楛侯は東方の井侯及び西方の晋侯と連携してその侵寇に対抗する必要があったと思われる。そうして又、陝西から山西にかけての北辺において獫狁の侵寇が始まるのは宣王期以降であり<sup>124)</sup>、当地では芮伯や晋侯、楊侯等が連携して対抗していたものと見られる。すなわち、このような戦略的重要性の高まりが芮伯や楛侯の王朝内における政治的ランキングの上昇につながり、またそのような強勢化が墓葬の巨墓化に反映されていたのではないかと考えられるのである。

他方、上述のような周系外諸侯墓の隆盛に対し、虢氏一族墓が所在する河南省三門峡墓地では一様に長方形竪穴土坑墓のみが発見されており、公墓である虢季墓(M2001)や虢仲墓(M2009)も竪穴土坑墓に過ぎない<sup>125)</sup>。このような周系内諸侯大族墓の等級低下は、おそらくは王朝内諸侯大族の権勢の大局的な衰頹情況、すなわち西周王朝支配体制自体の弱体化と関連していたものと考えられる。要するに、王朝の庇護あつての周系内諸侯大族であったため、王朝が瓦解していくに従って、周系内諸侯大族の権勢も地盤沈下していったものと見られるのである。これに対し、周系外諸侯大族である晋侯等の場合は王朝に依存しない自立への方向性を志向したため、むしろ巨墓化が一層進化したものであろう<sup>126)</sup>。

ところで関中王畿では、これまで周原遺跡で甲字形墓劉家M1の発見が知られていたのであるが<sup>127)</sup>、2004年に周公廟遺跡の陵坡地区で大規模墓葬が発見され、垂字形墓10座、卜字形墓4座、中字形墓4座、甲字形墓4座、長方形竪穴土坑墓15座の存在が確認された<sup>128)</sup>。垂字形墓の規模は殷墟の殷王墓に比べると相当小規模なものであり、歴代周公の墓葬に比定する説もある<sup>129)</sup>。しかし、西周代において周系内諸侯大族が用いた最高級の墓葬様式は中字形墓であり、また10座という墓葬数は歴代西周王の人数にほぼ一致する(昭王は南征先で客死しており、幽王は敗死している)<sup>130)</sup>。また、周公本宗家は西周金文においてI期以降姿を消しており、歴代10座の垂字形墓を構築するほどの政治的力量を保持し続けていたようには見えない。従って、周公墓説には再検討が必要であろうと思われる。

#### 第四章 周王室系譜の仮構過程

本稿の冒頭で述べたように、『左伝』で提示された周王室系譜には不可解な点が幾つかあった。本章では、前二章での考察結果を踏まえ、『左伝』段階で一定の定式化を達成した周王室系譜の形成過程について検討を試みることにする。

周公廟甲骨に「亶王」、「王季」、「文王」の表記がある点を参照すると<sup>131)</sup>、周族が岐山麓下に拠点を構えた頃に「古公亶父」、「季歴」、「文王」の三代による君位継承がなされたことは確実性が高いと思われる。問題はそれ以降の王室系譜の是非である。畢氏や成氏、周公家の場合は周原甲骨や周公廟甲骨に見える点から、先周期に遡る古周族であることが確認出来るものの、武王の弟に出自することを積極的に示す同時代史料は存在しない。むしろ甲骨史料によると克殷前後における周王室家との併存情況が疑われるのであって、仮定として推論されるのは、克殷以降の一定の段階における王室系譜への仮構である。すなわち、「文之昭」や「武之穆」等のカテゴリーは実親兄弟群であるというよりも、文王の子や武王の子に繋げられた(一括りにされた)仮構のグループであると思ふ方がより適切なのであって、「周公之胤」グループも王室同様の仮構グループであると思われる。そうして、「周公之胤」グループで周公との実親関係が金文史料によって保証されるのは魯と井、胙のみであり、残りの凡や茅等は仮構されてグループ内に参入したものであると思われる。そして「周公

之胤」グループが王室系譜に仮構された時期は、周公本宗家及び井氏が相次いで枢要の地位を占めたⅠA～ⅡB期にかけてであると推定される。毛氏や衛、蔡等を包含する「文之昭」グループの形成も、同時期に順次なされていったものであろう。

次いで「王季之穆」及び「武王之穆」グループが形成されたのは、「文王之昭」グループが一定程度構成された後、ⅢA～ⅢB期以降であると思われる。前述のように虢氏が本格的に王朝中枢に出現するのはⅢA期以降であり、三門峽の虢氏拠点も同時期に形成される。その仮構にあたっては、分族のうちの虢伯を系譜上排除してその位置に文王を配置し、文王に次ぐ形で虢仲、虢叔の分族名を付したものであろう。ただ、Ⅲ期以降に現れる虢季が仮構後の王室系譜に見えない点を見ると、虢氏の王室系譜への仮構は虢季が分支する以前、Ⅱ期には既に胎動していた可能性が指摘できる。なお、虢仲と虢叔を東虢、西虢の始祖とする議論は漢代以降に現れており、後代の附会である可能性が高い（そもそも「東」、「西」に虢を区別する表現すら漢儒以降の見解である）<sup>132)</sup>。河南王畿に毛氏や豊氏が進出していた事例を見ても判るように<sup>133)</sup>、特に内諸侯諸族が王畿内各所の複数の地点に拠点を構えることは西周代においては通常のことであって、「東」と言っても東方に複数の地点が併存することもあり得るのであり、用語として適切ではない。また、漢儒の見解では三門峽墓地に虢季墓と虢仲墓が併存する状況を説明出来ない。

一方、「武之穆」が構成された背景としては、当該期における晋侯、応侯、韓侯の台頭が関係していたものと考えられる。いずれも王室と深い提携関係を持っていた周系外諸侯であり、前述のように晋侯と応侯はいずれも冊命型儀礼の受命者となっており、王朝による征伐戦の際には主帥となっている。宣王代に封建されたとされる韓侯は、『詩』大雅・韓奕に「韓侯取妻、汾王之甥、蹶父之子」とあるように「汾王之甥」と婚姻しているが、「汾王」は「厲王」を指すものと考えられ<sup>134)</sup>、そうすると王室との間に縁戚関係を構成していたことになる。

なお、「大王之昭」が仮構されたのは更に遅れる時期であると考えられるが、虞の始祖であった「虞仲」が仮構された背景としては<sup>135)</sup>、虞国が同じく王室系譜への仮構を志向した三門峽の虢国と隣接していたという地理的条件が関係していたものと推察される<sup>136)</sup>。

## おわりに

本稿では、主に金文史料をもとに周王室系譜の復元を企図した。まず第一章では、考察の前提として周王族の範疇を確定する作業を行い、「王族であるか否か」または「姫姓であるか否か」等、出自面についての識別を試みた。次いで第二章では、姫姓内外諸侯の動態について考察し、姫姓諸侯の盛衰について時系列に沿う形でまとめた。その結果、Ⅰ期には周公本宗家が顕著な働きを見せていたものの、Ⅱ期になると井氏が台頭して「中期改革」を統括する地位に就き、ついでⅢ期になると新たに虢氏が王朝中央で強勢化するに至ったという姫姓内諸侯の興亡過程について明らかにした。また、周系外諸侯については、特にⅢ期以降になって応侯や晋侯が王朝との結びつきを強めて台頭する経緯に関して指摘した。第三章では、内外諸侯墓の墓葬様式の変化と諸侯の政治的地位の変遷との関連性について検討した。そうして、西周後期に晋国が巨墓を造営するようになる経緯は晋国の強勢化と関係していた点を指摘し、また同時期に造営された三門峽虢国墓で中字形墓や甲字形墓が見出されない点については、王朝の頹勢とそれに伴う内諸侯の衰微によるものであると推考

した。そして第四章では、上記の考察を踏まえて西周王室系譜の仮構過程の復元を試み、ⅠA～ⅡB期における「周公之胤」及び「文之昭」グループの形成過程とⅢA～ⅢB期における「王季之穆」及び「武之穆」グループの再構成過程について分析した。

本稿で明らかになったのは西周王室系譜の仮構性であり、仮構はおそらく王朝発足当初から開始されていたものと思われ、その後も王朝内部の権力構造の変化と共に、それと相互に作用し合いながら再構成され続けていったものであろう。そうして、西周王朝崩壊後も東周期にその作業は受け継がれ、『左伝』段階において一定の定着を見たものと考えられる。但し、秦漢期以降もその作業は異姓の姫姓同定等の形をとりつつ連綿として受け継がれ、唐宋期以降の類書にまでその残滓を認めることができるのである。

### 注釈

- 1) 「五叔」について杜預は「管叔、蔡叔、成叔、霍叔、毛叔聃」を指すと注しており、また『史記索隱』（『史記』管蔡世家所引）では「管叔、蔡叔、成叔、曹叔、霍叔」を指すと解釈しているが、いずれも後代の附説に過ぎない。
  - 2) 『研究』については、本稿末尾の【参考文献一覧】参照。林断代のⅠ期は武王～康王代、Ⅱ期は昭王～孝王代、Ⅲ期は夷王～幽王代に相当する。
  - 3) この疑問点については、夙に童書業 1947 が指摘している。
  - 4) ちなみに、衛も「康叔」銘器が未見で、「康伯」〔康伯壺蓋〔『近』（前期 [953])〕〕等、「康季」〔王作康季鼎（前期 [2261])〕、「康公」〔微作康公罍・孟（前期 [9244・10309])〕の各銘器が見出される（「康季」、「康公」は諡称であると思われる）。
  - 5) 白川静 1981：第八章：二「大雅詩篇の展開」参照。
  - 6) 周原甲骨については、王宇信 1984 や徐錫台 1987 等参照。周原遺跡と周公廟遺跡及び周公廟甲骨の概要については、飯島武次 2009, 同 2013 参照。周原甲骨の (H11: 37), (H11: 116 + 175), (H11: 278) に「成叔」が見え、また (H11: 45) に「畢公」、(H11: 86) に「畢」が見える。また、周公廟では祝家巷北 A2 地点で「畢公」銘甲骨が出土している。
  - 7) 「周公」銘甲骨は周公廟廟王村地点及び祝家巷北 A2 地点で出土している。
  - 8) 晋公盃銘の作器者は晋定公午〈前 511～前 475〉であると見られる（『通釈』4, 105 頁）。一方、『左伝』の成書年代は前 365/ 前 364 年であると見られる（吉本道雅 2002）。
  - 9) なお、前稿（拙稿 2014）で検討課題としていた鮮簋銘の断代に関しては、吉本 2004 の所説に従い、偽銘説を採ることにする。
  - 10) 『通釈』については、本稿末尾の【参考文献一覧】参照。上記以外には、『殷周金文集成』【以下『集成』】、『近出殷周金文集録』【以下『近』】、『近出殷周金文集録二編』【以下『近二』】の断代案を参考にする。  
また、本稿で銘文を引用する際には、断代案を〔(1)『集成』又は『近』、『近二』の断代案、(2)『集成』又は『近』、『近二』の著録番号、(3)『研究』の断代案〕の順に付記することにする（『近』、『近二』の場合のみ、特に書名を注記している。又、『集成』、『近』、『近二』の断代案の西周早期、西周晚期、春秋早期、春秋晚期を本稿では前期、後期、春秋前期、春秋後期と改めた）。
- なお、これらに未収録のものについては、著録書籍名または著録雑誌名・刊号及び掲載誌に示された断代案を付記する。
- 11) 毛仲姫〔善夫旅伯鼎銘（後期 [2619])〕、(號) 仲姫〔作仲姫匜銘（中期 [10192])〕、井姫〔隳伯鼎銘（中期 [2277—2278]、ⅡA)〕、魯姫〔魯姫鬲銘（春秋前期 [593])〕、成姫多母〔伯多父作成姫盃銘（後期 [4419])〕、畢姫〔伯夏父鬲・罍銘（後期 [719—728, 2584・9967—9968])〕、衛姫〔嗣寇良父壺銘（後期 [9641])〕、晋姫〔格伯作晋姫簋銘（中期 [3952])〕、蔡姫〔伯作蔡姫尊銘（中期 [5969])〕、霍姫〔叔男父匜銘〔『近』（春秋後期 [1015])〕〕、(曹) 孟姫念母〔曹公盤銘（春秋後期 [10144])〕、(応) 姫遽母〔応侯簋銘（後期 [3860])〕、豊叔姫〔大祝追鼎銘〔『近二』（後期 [315])〕〕、(荀) 叔姫〔荀侯盤銘（後期 [10096])〕、滕姫〔邾伯御戎鼎銘（春秋後期 [2525])〕等の例がある。いずれも金文によって「姫姓」を

- 称していた点が確認または推定される事例である。胙については、柞伯簋銘 [『近』(前期 [486])] 及び柞伯鼎銘 [『近二』(後期 [327])] によって「周公之裔」である点が確認される。また、井氏についてもその分支である井(邢)侯の関連器銘である井侯簋銘(前期 [4241]、II A)に「作周公彝」とあり、「周公之裔」であるものと考えられる。魯侯についても、師佳鼎銘(中期 [2774])で作器対象とされている「王母」の文母が「魯公孫」であり、また「周公孫子」でもあるとされており、同様の点が指摘できる。
- 12) 班簋銘には「班拜稽首曰、烏虘、不杯夙皇公、受京宗懿釐、毓文王、王妣聖孫、・・文王孫、亡弗懷刑、亡克競厥刺」とあり、「文王、王妣聖孫」について白川静氏は毛公を指すものと解釈されている(『通釈』2、61頁)。そうであるとする、毛氏は確実に武王の同母兄弟(周王と実親関係)であったということになるが、文脈からは周王を指す表現であるとも解釈され、判別し難い。
- 13) 同様の表現を用いている例としては番生簋銘(後期 [4326])があり、「粵王位、・・用諫四方、柔遠能猷」とある。
- 14) 僖公24年条参照。
- 15) 楷伯の属臣である猷が「猷身在畢公家」と称しており、楷氏は畢氏の分支であると考えられる(『通釈』1下、509頁の白川説参照)。楷氏の分支であると見られる楷侯については、後述。なお、楷姫〔師趁盥銘(中期 [4429])〕の事例がある。
- 16) 衛侯を称「叔父」する事例は、昭公7年条と哀公16年条に見える。晋侯を称「叔父」する事例は、僖公25年条、僖公28年条、成公2年条、昭公15年条に見え、称「伯父」する事例は、昭公9年条、昭公32年条に見える。
- 17) 但し、応については応事作父乙觶銘(中期 [6469])で応事(応史)が父乙の器を作器しており、また応公鼎銘 [『近二』(後期 [292])] でも「応公作尊禫鼎。珷帝日丁、子々孫々永宝」というように十干諡号が見える。だが、前者の応史は応国に出仕する陝東出自の史官であろうし(任偉2002の所説参照。「陝東」の語義については後注21参照)、後者の応公鼎は本来応公の作器にかかる銘器を陝東出自の属臣が製作工程で拝領し、自族の祭祀器として転用した事例ではないかと推定される。「珷帝日丁」を「武王帝日丁」と解釈する王恩田2014の説は採らない。なお、豊については尚志儒1991参照。「豊王」が妊性の別族であったと見られる点については、拙稿2008参照。
- 18) 虞姫〔胡叔簋銘(後期 [4552])〕の事例がある。
- 19) 南宮姫〔南宮姫鼎一・二銘 [『近二』(前期 [262—263])]〕、散姫〔散姫方鼎銘(中期 [2029])〕、謙姫〔謙姫簋銘(中期 [3978])〕、南姫〔南姫爵銘 [韓巍2011(前期)]〕、芮姫〔呂王壺銘(後期 [9630])〕等の例がある。沈は、沈子也簋蓋銘(前期 [4330])で周公の器を作器している。南宮氏と南氏とを同一視する見解もあるが(韓巍2011など)、本稿では採らない。また、謙姫簋銘では「謙姫作父庚尊簋」というように十干諡号が見えるが、姫作厥姑日辛鼎銘(前期 [2333])の例と同じように、「父庚」は入嫁先の義父(陝東出自者)の称呼であったものと思われる。芮については、古文献上で姫姓説を採っているものもあるが(『世本』〈『左伝』桓公3年条：正義所引)等)、『左伝』の記載では「姫姓」であることを明示する箇所がない。この他、戴、凌、旂等も姫姓であった可能性がある〔戴叔慶父鬲銘(春秋前期 [608])、凌姫鬲銘(前期 [527])、旂姫鬲銘(中期 [532])〕。
- 20) 僖公24年条のカテゴリーに含まれている雍については金文事例があるが、凶象記号を用いる例もあるため〔雍伯原鼎銘(後期 [2559])〕、本来陝東出自であったものと思われる。
- 21) 曾の姫姓冒姓過程については、拙稿2013参照。湖北省随州市文峰塔 M1 出土曾侯與編鐘銘(M1:3)に抛ると、春秋後期には「稷之玄孫」を称していたらしい(凡国棟2014)。一方、これに反して曾国姫姓説を主張する最近の論考としては、黄鳳春・胡剛2014や王恩田2014等がある。なお本稿では、関中王畿以東(河南省三门峡市陝東附近以東)の旧殷王朝疆域を中心とする周王朝にとっての新征服地を、「陝東」地域と総称することにする。「陝東」出自というのは、当該地域出自(非周系)の謂である。
- 22) 呉、燕は姫姓冒姓に際して、系譜の改編を行っていた。呉の系譜改編については、吉本道雅2005第2部：下篇：第1章参照。燕の系譜改編については、落合淳思2012第1部：第5章：第1節参照。
- 23) 河南省信陽市羅山県息国遺跡からは、十干諡号や凶象記号を用いる青銅銘器が出土しており(河南1986)、本来陝東出自であったものと見られる。だが、『左伝』隠公11年条に「息侯伐鄭、・・君子是以知息之將亡也。不度德、不量力、不親親、・・」とあり、息と鄭を「親」と表現している点から杜預は鄭と同姓の

- 「姫姓」国であると注しており、春秋期において息が姫姓を冒姓していた可能性を示唆する。なお、河南 1986 や趙燕姁 2014 は、いずれも殷代の息が滅亡した後に姫姓の息が封ぜられたと主張しているが、その根拠は明示されておらず、古文献の記載に囚われた謬説と見るべきであろう。
- 24) 胡叔胡姫簋銘（後期 [4062—4067]）に「胡叔，胡姫作伯媿媿簋」とあり、西周金文に見える胡国は隗姓であったものと考えられる。一方、春秋期には婦姓の胡国（『左伝』襄公 31 年条）と姫姓の胡国（『左伝』哀公 8 年条）が併存していたようであり、前者を潁河下流域の安徽省阜陽市附近に比定し、後者を汝河中流域の河南省漯河市鄆城区附近に比定する説がある（楊伯峻 1981 〈3: 1141 頁〉）。冒姓事例は姫姓への改姓が一般的である点を考慮すると、隗姓胡国が冒姓したのは姫姓である可能性が高いと思われる。
- 25) 楊の姫姓冒姓については、拙稿 2013 参照。
- 26) 単氏の姫姓冒姓及び系譜改編については、拙稿 2013 参照。なお、応侯見工簋三銘 [中原文物 2009—5（孝王～夷王代）] では、応侯見工の作器対象が「朕王姑単姫」とされており、（応が姫姓であるとすれば）単氏が異姓であることの傍証となる。
- 27) 巴姫（『左伝』昭公 13 年条）、密姫（『左伝』僖公 17 年条）、驪姫（『左伝』莊公 28 年条）、狐姫（『左伝』莊公 28 年条）の各例参照。いずれも金文事例による明証を欠き、春秋期における冒姓が疑われる。
- 28) 姫姓を冒姓する諸族側の思惑については、拙稿 2013 参照。なお、「姓」体系が周王朝に起源するものである点については、夙に吉本道雅氏が「「姓」は「同姓不婚」の外婚集団だが、周王朝成立の際に擬制的な血縁集団として創設されたものらしい」と指摘されている（吉本 2005—b, 62 頁）。すなわち、「姓」体系と周王朝体制とは不即不離の関係にあったものと考えられ、王朝体制の弛緩は「姓」体系の混乱をもたらしたと思われる。
- 29) 例えば賈については、『世本』〈『左伝』桓公 9 年条：正義所引〉で「荀，賈，皆姫姓」とあり、『元和姓纂』上声・三十五・馬「賈」条や『通志』氏族略二「賈氏」条で「唐叔虞少子公明，康王封于賈，「康王封唐叔虞少子公明於此（＝賈）」とされている。兄弟の輩行関係の記述が詳細化するのも特徴で、例えば畢について『世本』〈『書』顧命：正義所引〉では単に「文王庶子」とされていたのが、『元和姓纂』去声・八・未「魏」条では「周文王第十五子畢公高」とされている。無論、輩行記述が史料によって異なる場合もあり、例えば茅について『世本』〈『姓觚』十八・肴「茅」条所引〉では「周公第五子」としているが『元和姓纂』下平声・五・肴「茅」条では「周公第三子」としている。伝承される姓が複数併存していることも一般的で、例えば鑄には姫姓以外に任等 4 つの姓が伝承されている。その他の事例については、陳槃 1969 の各国条参照。
- 30) 令彝銘に「王命周公子明保、尹三事四方、授卿事寮」とあり、また同器銘で明保（明公）は「周公宮」に告祭している。
- 31) 畢公及び散氏の事例としては、史陰彝銘（前期 [4030—4031]、I B）や散伯卣銘（前期 [5300—5301]）等参照。豊については、豊伯戈（前期 [11014]）及び豊伯劍（前期 [11572—11573]）が洛陽北窑 M215 で出土しており、後述する毛氏等と同様に河南王畿に進出して拠点を扶植していたものと見られる。
- 32) 西周前期における陝東系大族の主導的役割については、拙稿 2013 参照。
- 33) 『春秋経』桓公 7 年条に「鄧侯吾離来朝」とあり、鄧伯は後に「侯」に任ぜられていたものと見られる。なお、所謂爵称としての「侯」に任ぜられた場合、金文では「侯于某」の表現がとられている。
- 34) 召族が燕，衛，宋の封建に関与していた点については、拙稿 2013 参照。なお、河北省邢台市南小汪井国遺跡（井国遺跡に関しては後述）で出土した甲骨文に「𠄎曰、已。・・」とあり、「𠄎」を「召」とすると字釈して召公奭と井国との関わりを説く見解もあるが（曹定雲 1999）、召族の「召」字とは別字であると思われる。
- 35) 西周代における「中期改革」の定義については、拙稿 2010—a 参照。また、井氏が当該期において王朝の中枢を統括していたと見られる点については、拙稿 2014 参照。
- 36) 井伯は共王 7 年の趙曹鼎一銘（中期 [2783]、II B）、懿王元年の師虎簋銘（中期 [4316]、II B）、豆閉簋銘（中期 [4276]、II B）、利鼎銘（中期 [2804]）、師毛父簋銘（中期 [4196]）、嗣馬井伯は懿王 12 年の走簋銘（後期 [4244]）、師禎簋銘（中期 [4283—4284]、III A）、師壺父鼎銘（中期 [2813]、III A）、井叔は免簋銘（中期 [4240]、II）、免尊・卣銘（中期 [6006・5418]、II B～III A）、咸井叔は共王 2 年の趨觶銘（中期 [6516]、II）に右者就任事例が見える。なお、本稿では銘文中に「冊命」（「冊賜」）乃至は「冊」の語

- が欠如するものの、儀礼中に右者を配する等、冊命儀礼としての性格を有している事例を「冊命型儀礼」と称することにし、右者事例には「冊命型儀礼」の事例も含めることにする〔上記の例では、趙曹鼎一銘及び免尊・卣銘が「冊命型儀礼」〕。
- 37) 陝西省西安市長安県張家坡井叔墓地については、中国 1999 参照。M163 の墓主は、M157 の墓主（井叔采とされる）の夫人に比定されている。
- 38) 当該期においては井氏の事例以外にも、例えば伯考による覇伯尚への賜与事例〔覇伯孟銘〔李学勤 2011（穆王期前後）〕〕や益公による邰伯冏への蔑曆事例〔邰伯冏簋銘〔『近二』（中期 [427]）〕〕が見出される。いずれも、王朝の対外政策に沿った行動であったものと考えられる。後述する畢姫の邰伯入嫁事例も同様であろう。
- 39) 斝簋は、林断代：二型小型盃の西周Ⅱであると判断され、吉本紀年の歴代周王在位年数を参着すると、共王 28 年に繫年するのが適当であると思われる。冊命型儀礼の事例である。
- 40) 斝簋は、林断代：五型簋の西周Ⅱ A～Ⅱ B に相当する器型であると判断される。
- 41) 洛陽市北窑村西龐家溝 M333 で、毛伯戈〔『近』（前期 [1113]）〕が出土している。洛陽 1999 〈254 頁〉では、M333 を西周中期墓としている。
- 42) Ⅱ 期における孟族や召族の頽勢については、拙稿 2014 参照。
- 43) 虢仲、虢叔、虢季については本文所掲の諸器銘があり、虢伯については虢伯鬲（後期 [709]）、虢伯甗（後期 [897]）がある。
- 44) 鄭虢仲簋（後期 [4024—4026]、Ⅲ B）や城虢仲簋（後期 [3551]）がある。李学勤 1999 〔『論西周鄭的地望』〕は鄭地を陝西省華県に比定しており、また松井嘉徳 2002 〈232 頁〉は城地を陝西省鳳翔県近傍に比定している。鄭地や城地等への新分族配置については、松井 2002 の第Ⅲ部・第二章「分節する氏族」参照。
- 45) 河南省三門峽市上村嶺虢氏墓地と墓地内の虢季墓（M2001）、虢仲墓（M2009）については、中国 1959 及び河南 1999 参照。
- 46) 咸井叔〔前掲趯解銘〕や鄭井叔〔鄭井叔甗（後期 [926]）〕、豊井叔〔豊井叔簋（後期 [3923]）〕の例がある。咸地について松井 2002 〈245 頁：注 12〉は、『左伝』襄公 14 年条所掲の械林の地に比定されている。晋主導の諸侯軍が秦の疆域内に侵攻した際の到達地点であり、関中王畿内の地である。豊については、豊京の地に比定される（松井 2002、71 頁）。
- 47) 鄧侯の新分族としては、鄭鄧伯〔鄭鄧伯鼎銘（後期 [2536]）〕や鄭鄧叔〔鄭鄧叔盃（後期 [4396]）〕の例がある。また、鄂侯の例としては、宝登鼎銘〔『近二』（春秋前期 [294]）〕に「鄭鄂叔」が見える。
- 48) 柞伯鼎銘に「・・虢仲命柞伯曰、・・今汝其率蔡侯左至于昏邑。既圍城、命蔡侯告徵虢仲。遣氏曰、既圍昏。虢仲至。辛酉、搏戎。・・」とある。
- 49) 「呼某召者」の定義については、拙稿 2010 参照。「右者」と同様に冊命型儀礼において「介添役」を勤める者であるが、「呼某召者」の場合は一般的に「賜与役」が省略される。虢叔が「呼某召者」に就任している事例は、夷王 3 年の癸鼎銘（中期 [2742]）及び同年の癸壺二銘（中期 [9726—9727]、Ⅲ A）に見え、また裁定者に就任している事例は、厲王 31 年の閼徒從鼎銘（後期 [2818]、Ⅲ B）に見える。
- 50) 文献上では、厲王期〔『後漢書』東夷伝〕、宣王期〔『国語』周語上〕、幽王期〔『国語』鄭語〕に繫けられる記事に虢氏が登場しており、また『竹書紀年』〈『左伝』昭公 26 年条：正義所引〕には幽王敗滅後に携王を擁立した虢公翰の事跡が見える。なお、夷王代に繫けられる『後漢書』西羌伝の記述が宣王代に繫けられるべきであるという点については、拙稿 2012 参照。
- 51) 井伯は殺簋銘（中期 [4243]）、井叔は弭叔簋銘（後期 [4253—4254]、Ⅲ A）、井公は留壺銘（中期 [9728]、Ⅲ B）、武公は敵簋三銘（後期 [4323]）、南宮柳鼎銘（後期 [2805]、Ⅲ A）に右者就任事例が見える〔敵簋三銘は冊命型儀礼〕。敵簋三銘及び南宮柳鼎銘の「武公」が「井公」（すなわち「井武公」）であったと見られる点については、吉本道雅 2005—a（59 頁）参照。なお、渉外関係の面では、井家の叔父が霍姫の媵器を作器しており〔叔父父匜（後期 [10270]、Ⅲ A）〕、霍国との交渉関係の樹立が指摘できる。
- 52) 西周後期における井氏の逼塞傾向については、拙稿 2014 参照。
- 53) 毛氏の事例は、厲王 17 年の此鼎・簋銘（後期 [2821—2823・4303—4310]、Ⅲ A）及び宣王 2 年の酈簋銘（後期 [4296—4297]）に見え、畢氏の事例は、師兌簋銘（朱鳳瀚 2011 [厲王又は宣王]）に見える。

- 54) ほぼ同時期の器銘であると見られる前掲南宮柳鼎銘では、六自の管轄を命じられている。
- 55) 「周化」の定義については、拙稿 2010 参照。陝東出自者による周系文化の受容行為を指す。「周化」した陝東系大族の台頭や召族の再起用については、拙稿 2014 参照。
- 56) 河南省鶴壁市濬県辛村出土康侯簋銘（前期 [4059]、I A）に「王東伐商邑。玆命康侯、鄙于衛。」とある。濬県衛国墓地については、郭宝鈞 1964 参照。康侯斧（前期 [11778—11779]）や康侯刀 [『近』（前期 [1238]）] も濬県で出土している。
- 57) 罍尊銘に「佳公矇于宗周。罍從。・・」とあり、「公」は衛侯を指すものと推定される。
- 58) 猷侯鼎銘（前期 [2626—2627]、I A）、匿侯旨鼎銘（前期 [2628]、I B）、麥尊銘（前期 [6015]）参照。麥尊は、『西清古鑑』（巻 8・33 葉）付載の模写図を参照すると、林断代：五型觚形尊の西周 I B に相当する器型であると判断される。
- 59) 北京市房山区琉璃河燕国墓地については、北京 1995—b 参照。成周銘卜甲については、琉璃河 1997 参照。また、成周銘戈は M1193 から出土している（中国 1990）。
- 60) 山西省臨汾市曲沃県東部から翼城県西部に跨る晋国墓地については、鄒衡 2000 参照。また、曲村と天馬村との中間に位置する北趙村晋侯墓地については、北京 1993,1994—a・b・c,1995—a,2001 参照。
- 61) 晋侯墓地における歴代晋侯及びその夫人と埋葬墓の比定については、前掲報告書：北京 1993,1994—a・b・c,1995—a,2001 の解釈に従う。ところで、報告書が [(M6・M7) → (M33・M32) → (M91・M92) → (M1・M2)] の埋葬順序を主張するのに対し、角道亮介 2014 は、[(M6・M7) → (M1・M2) → (M33・M32) → (M91・M92)] の順序を想定されている。しかし、(晋侯) 燹馬 (5 代晋厲侯) は燹馬盤銘 [『近二』（後期 [935]）] で「朕 [文] 考成侯」と述べており、(M6・M7) と (M33・M32) との間には侯位継承上の連続性が認められる。また M91, M92 からは晋侯喜父 (6 代晋靖侯) 銘器と共に晋侯燹馬銘器が出土しており、(M33・M32) と (M91・M92) との間にも連続性が確認される点は角道氏も了解される点である。そうすると、〈4 代成侯 → 5 代厲侯 → 6 代靖侯〉の系譜はやはり [(M6・M7) → (M33・M32) → (M91・M92)] の埋葬順序に適合するのではないかと思われる。
- 62) 繁湯は、南方産鉱物を搬送する上での要地であったようであり、『左伝』襄公 4 年条や定公 6 年条にも見える。王子超 2002 参照。
- 63) 西周前期の征伐戦の主力が、主に王官や内諸侯であった点については拙稿 2012 参照。
- 64) 軹地は氾河附近に比定されており（李学勤・唐雲明 1979）、また井国はその南方である邢台市附近に比定される。河北省邢台市葛家莊井国墓地については、任亜珊・郭瑞海・賈金標 1999 及び張渭蓮・段宏振 2012 参照。
- 65) 炆卣銘（前期 [5428—5429]）に「女其用饗乃辟軹侯逆造、出内事人」とあり、軹侯の存在が確認できる。
- 66) 楷国は、山西省黎城県附近に比定される。山西省黎城県楷国墓地については、山西 2007 参照。最近の研究としては、侯彦峰・張崇寧・馬蕭林・王娟 2013 がある。
- 67) 覇伯簋 [『近二』（前期 [384]）] が、天馬一曲村晋国墓地 M6197 で出土している。山西省翼城県隆化鎮大河口村覇国墓地については、山西 2011 参照。なお、当該期には覇伯も戎討伐に参加していたものと見られる [覇伯盤銘 [黄錦前 2012 (中期前段)]]。
- 68) 震鼎銘 [『近二』（中期 [352]）] に「・・晋侯命震追于棚、休有擒。侯釐震・・」とある。山西省運城市絳県横水鎮横北村棚国墓地については、山西 2006 参照。
- 69) 前掲班簋銘 (II A) に「・・王命毛伯、更虢城公服、粵王位、作四方極、秉繁、蜀、巢命・・」とある。
- 70) 戎生編鐘銘 [『近』（後期 [27—34]）] に「(戎生曰)・・至于辟皇考邵伯、・・豊匹晋侯、用共王命。今余弗段廢其覲光、・・俾譜正絳湯、取厥吉金、用作宝協鐘・・」とあり、共王代以降は晋侯の管轄下に入っていたものと推定される。なお、晋姜鼎銘（春秋前期 [2826]）によると、晋昭侯代頃までの繁湯管轄権の継承が確認される（晋姜を昭侯夫人と見る見解は、『通釈』4 (91 頁) 参照）。
- 71) 燹馬盤銘に「唯正月 [初] 吉、□在□。格□□□□□燹馬。王呼 [作] 冊□□命燹馬□ [鑿] 勒。敢 [対揚] 天子休・・」とあり、冊命儀礼の形式に則っていると見られる。前注 61 で述べたように、晋侯燹馬は 5 代厲侯に比定される（北京 1995—a）。
- 72) 西周中期における王朝の軍事的守勢化については、拙稿 2014 参照。なお、絳県棚国墓地 M2 出土の肅卣

- 銘（董珊 2014）によると「伯氏錫肅仆六家。・・肅佑王于東征、付肅于成周」というように、伋伯の属臣と見られる肅が“王の東征”に従い、成周に所在している。肅卣は林断代：七型卣Ⅱ B に相当する器型であると判断され、或いは懿王の成周出御〔懿王 13 年の癸壺一銘（中期 [9723—9724]、Ⅲ A）〕の際の事跡ではあるまいか。
- 73) 応侯と王朝が関連する事跡が主に夷王代頃に繋げられる点については、拙稿 2012 参照。
- 74) 罍簋銘で「用作文考釐公尊彝」とあり、応侯罍盃銘〔『近』（中期 [502]）〕に「作厥丕顯文考釐公尊彝」とある点から、応侯罍に対する賜与事例であることが判る。
- 75) 河南省平頂山市滎陽鎮北滎村応国墓地については、河南 2012 参照。また、応国墓地における歴代応侯及びその夫人と埋葬墓の比定についても、河南 2012 の所説に従う。応侯見工を応侯罍の子に比定する見解も、河南 2012 の系譜認識に拠る。
- 76) 本稿では、応侯見工簋一・二銘と区別するため三銘と称する。
- 77) 本稿では、応侯見工鐘一・二銘と区別するため三・四銘と称する。応侯見工簋三銘によると、淮南夷毛征伐の下命があったのは「正月初吉丁亥」であり、応侯見工鐘三・四銘によると「正二月初吉」には既に凱旋していたものと見られる。平頂山応国墓出土の器（応侯見工鐘一・二銘）とほぼ同銘の器（応侯見工鐘三・四銘）が陝西省西安市藍田県で出土している点は、応国と王朝との密接な交渉関係の存在を示すであろう。なお、前掲の柞伯簋は平頂山応国墓 M242 で出土しており、また鄧公の作器に係る応嬖媿の媿器〔鄧公簋〔『近』（後期 [457—458]）〕、（春秋前期 [3775—3776]）〕も平頂山で出土している。いずれも、応国と内外諸侯国（柞伯、鄧侯）との間における交渉関係の樹立を示唆する。
- 78) 吉本道雅 2004 の指摘に従い、冒頭の「佳王卅又三年」から「王入格成周」までを厲王代の器銘からの転写と考える（以下の器銘は宣王代の事跡）。
- 79) 『左伝』桓公 2 年条に見える條の役と千畝の役はそれぞれ宣王 39 年及び同 42 年に繋年され、いずれも王朝軍と晋軍の共同出兵によるものであった。出征年代及び事跡の補正については、吉本道雅 1987 の所説に従う。
- 80) 楊侯の封建と玁狁征伐との関連については、宣王 42 年の遯鼎一銘〔『近二』（後期 [328—329]）〕参照。侵寇経路や時期等を考慮すると、條戎等は玁狁と共闘していた（もしくは玁狁の一部であった）可能性がある。
- 81) 楊姑壺〔『近二』（後期 [858]）〕が M63（文侯夫人墓に比定される）から出土している。
- 82) 『史記』晋世家の穆侯 4 年条に「取齊姜婁氏爲夫人」とあり、宣王 36 年に穆侯は齊女と婚姻している（年代補正は、吉本 1987 の所説に従う）。
- 83) 孝王、夷王による齊討伐〔師旃簋二銘（後期 [4216—4218]、Ⅲ A）、『竹書紀年』〈『史記正義』周本紀所引〉〕後、齊では胡公が擁立された。ところがその後、胡公はクーデタによって殺害され、王朝によって処刑された哀公の同母弟が献公として即位した。ついで宣王 12 年には、献公の孫である厲公を胡公派がクーデタで倒したものの、間もなく厲公派が胡公派を殲滅して文公を擁立したものである（齊太公世家）。胡公派（王朝派）の動向は王朝側の画策によるものであったのではないかと推測されるが、この頃淮夷が頻りに山東方面を脅かしており〔史密簋銘〔『近』（中期 [489]）〕、師袁簋銘（後期 [4313—4314]、Ⅲ B）〕、王朝は何らかの形で齊との紐帯を取り戻すことを必要としていたのではないかと考えられる。拙稿 2012 参照。
- 84) 楚国系譜上で、楚公逆は熊罥〈前 799—前 791〉に比定され、楚公豸は若敖熊儀〈前 790—764〉に比定される（吉本道雅 2005、314～316 頁）。
- 85) 宣王代に魯の伯御を討伐した経緯については、拙稿 2012 参照。なお、代簋銘（朱鳳瀚 2014、厲王 7 年）によると、伯御討伐の前後に王朝は魯侯に対して遣使していたようである。伐簋は林断代九型簋Ⅲ B に繋げられる。
- 86) 『国語』周語上に「宣王欲得國子之能訓導諸侯者、・・乃命魯孝公於夷宮」とあり、魯孝公は「訓導諸侯」の役割を期待されていたとされる。韋昭注では「導訓諸侯、謂爲州伯者也」と解釈しており、また同じく周語上では晋文公の覇業について「則德以導諸侯、諸侯必歸之」と表現している。
- 87) 韓侯については、『詩』大雅・韓奕に「王錫韓侯、其追其貊、奄受北国、因以其伯」とあり、その封域周辺（「北国」）に対して一定の政治的権能を有していた点が認められる。また、申伯についても『詩』大

- 雅・崧高に「臺臺申伯、王纘之事、于邑于謝、南国是式、・・王命申伯、式是南邦」というように類似の表現がとられており、封域周辺（「南国」）に対して韓侯と同様の政治的力量を付与されていたものと見られる。なお、申伯は『竹書紀年』〈『左伝』昭公26年条：正義所引及び『通鑑外紀』卷三所引〉には「申侯」と見え、後に「侯」に任ぜられていたようであり、また国内では称「王」していたようである（拙稿2008）。
- 88) 西周後期における周系外諸侯の台頭については、拙稿2012参照。
- 89) 墓道の多少と墓葬等級との対応性に疑義を呈する見解もあるが（張応橋2009）、大局的に見て両者の相関関係を否定することは出来ないと思われる。むしろ、厳密な対応関係が見られない点に、個々の事例の時代状況や変遷過程を認めるべきである。
- 90) 山東省青州市蘇埠屯墓地については、山東1992参照。亜字形墓は、M1を含めて2座確認されており、甲字形墓の例としてはM7,M8がある。遺跡の下限が西周前期末または中期に係る可能性については、黄川田2004参照。なお、殷墟第4期頃には息国でも甲字形墓が造営されていた（信陽1981）。
- 91) 山東省棗莊市滕州市官橋鎮前掌大墓地については、中国2005参照。殉人例が多く、特に変形中字形墓のM201では殉人9名を数える。
- 92) 河南省周口市鹿邑県太清宮鎮長子口墓については、河南2000参照。M1で殉人12名が確認されている。
- 93) 微子啓墓と見る説については、王恩田2002等参照。
- 94) 湖北省武漢市黄陂区魯台山墓地については、黄陂1982参照。なお、春秋期における同族人の銘器としては、長子沫臣簠（春秋後期[4625]）がある。白海燕・白軍鵬2014参照。
- 95) 前掲北京1995—b参照。M1046甲字形墓等については、中国1984参照。M1193については、前掲中国1990参照。
- 96) 前掲郭宝鈞1964参照。
- 97) 前掲任亜珊等1999参照。
- 98) 先述のように、燕侯、井侯、衛侯の3諸侯が一様に宗周に入朝している点も、〈燕—井—衛〉の縦断ライン形成と無関係ではないと思われる。
- 99) 洛陽1999参照。M446とM451は夫妻異穴合葬墓であった可能性がある。
- 100) 周系貴族墓が集中する瀘河西岸地区に対し、瀘河東郊には殷系貴族墓が主に分布していたものと見られる（郭宝鈞・林寿晋1955）。
- 101) M14については、洛陽1981参照。曲尺状の変形墓坑であるが、墓道は2道であり、構造的には中字形墓の一種と考えてよからうと思われる。また、瀘河東郊の東大寺墓葬区でも中字形墓M101及び甲字形墓M104が発見されているが（郭宝鈞・林寿晋1955）、同様の例ではないかと思われる〔隣接する擺駕路口墓葬区の変形甲字形墓3座〈M1,M2,M3〉（郭宝鈞・林寿晋1955）も類似の例であろう〕。
- 102) 葉家山曾国墓地における歴代曾侯及び夫人と埋葬墓の比定については、湖北2011—a・b,2013—a・bの解釈に従う。
- 103) 西周代の「自」については、拙稿2012参照。
- 104) 前掲北京1993,1994—a・b・c,1995—a,2001参照。
- 105) 初代唐公墓が中字形墓で、それ以降になって甲字形墓に移行したという可能性もあるが、確証があるわけではないため、本稿では草創期より甲字形墓であったものと解釈しておく。
- 106) 前掲河南2012参照。
- 107) 河南2012では、M232,M230,M86,M84,M87,M104,M95を応侯墓に比定している。甲字形墓であるM95については後述。
- 108) この点に関し、河南2012では「西周中期早段頃における応国の弱体化」を想定している〈378頁〉。
- 109) 前掲中国1999参照。
- 110) 山東省淄博市高青県花溝鎮陳莊村西周墓地については、山東2010,2011参照。
- 111) M36の被葬者の比定については、拙稿2013参照。また、斉国征伐の経緯については、前注83参照。
- 112) 前掲山西2006参照。報告者は、墓室と墓道の幅が大差ないことを理由に“「一」字形墓”という表現をとっているが、当該墓は1墓道であり、構造上「甲字形」墓の1類型と考えるべきであると思われる。
- 113) 陝西省宝鸡市虢国墓地については、盧連成・胡智生1988参照。

- 114) 前掲盧連成・胡智生 1988 参照。
- 115) 前掲北京 1994—c,1995—a 参照。
- 116) 『竹書紀年』〈『左伝』昭公 26 年条：正義所引〉に「(晋文侯)二十一年、攜王爲晋文公所殺」とある。
- 117) 『書』文侯之命を参照。文侯之命の「王」及び「義和」を「平王」及び「晋文侯」と解し、その成立を「春秋初期を降らない時期」とする見解については、松本雅明 1966：第二篇：第二章：第三節参照。
- 118) 山西省臨汾市曲沃県史村鎮羊舌村晋侯墓地については、山西 2009 参照。山西 2009 では、M1 の墓主を晋文侯であるとする見解を提起しているが、本稿では採らない。
- 119) 河南 1992 参照。なお、河南 2012 は M95 を応侯見工より 2 代後の応侯墓（7 代目）に比定している。
- 120) 陝西省渭南市韓城市咎村郷梁帶村芮国墓地については、陝西 2007,2009,2010—a・b 参照。
- 121) 子方鼎一・二銘 [『近二』(前期 [318—319])] 及び翼城県霸国墓地 M1 出土芮公簋銘（山西 2011）参照。
- 122) 韓城市芮国墓地 M18 では虢季鼎が出土しており（陝西 2010—b）、また M502 では畢伯克鼎が出土している（陝西 2010—a）。
- 123) 前掲山西 2007 参照。
- 124) 宣王 5 年の兮甲盤銘（後期 [10174]、Ⅲ B）に「王初各伐玁狁于囂虞」とあり、玁狁との本格的な交戦は宣王 5 年から始まったものと見られる。
- 125) 前掲河南 1999 参照。
- 126) 但し、芮公墓は甲字形 M502（報告書で宣王期に繋げられている）から中字形 M27 を経て甲字形 M28 へと移行していたようであり、M28 からは有銘青銅器が出土せず、また青銅器の種類自体も少なくなり、つくりも粗製になっている。この変化を見ると、芮国の場合は西周末から春秋初期にかけて一定の強勢化を実現したものの、間もなく春秋期の争乱情況が本格的に始まると、秦や晋などに圧迫されてかえって衰微していったのではないかと推察される。
- 127) 西周中期のやや遅い時期の墓葬であると見られている（羅西章 1993）。
- 128) 飯島武次 2009 参照。なお、周公廟遺跡の白草坡地区では甲字形墓 3 座が発見されており、また周公廟遺跡と周原遺跡の中間地点である趙家台遺跡でも中字形墓や甲字形墓が発掘されている（飯島 2009）。
- 129) 徐天進 2006、飯島武次 2009、同 2013 等。
- 130) 厲王の場合は宣王代に再評価されていたようであり（拙稿 2010—b 参照）、亡命先である彘地から周公廟墓地に改葬された可能性がある。
- 131) 祝家巷北 A2 地点出土甲骨。飯島 2013 参照。
- 132) 「東虢」、「西虢」の用語は『漢書』地理志・弘農郡・陝県条の本注や『左伝』僖公 5 年条：正義所引賈逵『左伝解詁』に初出し、漢代以降に定着した呼称であることが判る。また、賈逵等が「虢仲（＝東虢の祖）：虢叔（＝西虢の祖）」と解するのに対し、杜預〈『左伝』隱公元年条注〉等は「虢叔（＝東虢の祖）：虢仲（＝西虢の祖）」説をとっており、封地比定の見解すら一定していなかったものと見られる。蔡運章 1996 及び任偉 2001 参照。
- 133) 前注 31 及び前注 41 参照。
- 134) 鄭玄箋に「汾王、厲王也。厲王流于彘、彘在汾水之上、故時人因以號之」とある解釈に従う。
- 135) 虞の開祖「虞仲」と呉の祖である「仲雍」が同一視されて呉国系譜が形成された過程については、吉本 2005 参照。
- 136) 虞国の地は、『史記』五帝本紀：正義所引括地志に「故虞城在陝州河北県東北五十里虞山之上」とあるように、虢国（三門峡市）の北に隣在していたものと見られる。虞国及び芮国の故地を陝西省宝鶏市隴県附近及び甘肅省平涼市華亭県附近に比定する説もあるが（張筱衡 1958）、虞芮の土地争訟説話の舞台を周原近傍に設えるための妄説であろう。克殷後に異姓の虞、芮を廢し、改めて姬姓の虞、芮を封じたという説（胡進駐 2003）も同様である。

### 【参考文献一覧】

[青銅器銘・青銅彝器著録]〈及び略称〉

◇林巳奈夫「殷—春秋前期金文の書式と常用語句の時代的変遷」（東洋学報〈京都〉35、1983）、『殷周時代

- 青銅器の研究—殷周時代青銅器總覽 1— (吉川弘文館、1984)《略称：『研究』》
- ◇白川靜『白川靜著作集 別卷 金文通積』(平凡社、2004～2005)〈原著：『金文通積』(白鶴美術館誌 1～56 輯、1962～1984)〉《略称：『通積』》
- ◇中国社会科学院考古研究所『殷周金文集成』(中華書局、1984～1994)《略称：『集成』》
- ◇劉雨, 盧岩編『近出殷周金文集錄』(中華書局、2002)《略称：『近』》
- ◇劉雨, 嚴志斌編『近出殷周金文集錄二編』(中華書局、2010)《略称：『近二』》
- ◇梁詩正編『西清古鑑』(1755)

## [論考：中文]

- 王宇信『西周甲骨探論』(中国科学出版社、1984)
- 王恩田「鹿邑太清宫西周大墓与微子封宋」(中原文物 2002—4)  
同上「随州葉家山西周曾国墓地的族属」(江漢考古 2014—3)
- 王子超「“繁湯之金”補积」(古文字研究 24、2002)
- 王龍正·劉曉紅·曹国朋「新見应侯見工簋銘文考积」(中原文物 2009—5)
- 郭宝鈞『濬县辛村』(科学出版社、1964)
- 郭宝鈞·林寿晋「一九五二年秋季洛陽東郊發掘報告」(考古學報 9、1955)
- 河南省信陽地区文管会·河南省羅山縣文化館「羅山天湖商周墓地」(考古學報 1986—2)
- 河南省文物研究所·平頂山市文物管理委员会「平頂山应国墓地九十五号墓的發掘」(華夏考古 1992—3)
- 河南省文物考古研究所·三門峽市文物工作隊『三門峽虢国墓』(文物出版社、1999)
- 河南省文物考古研究所·周口市文化局編『鹿邑太清宫長子口墓』(中州古籍出版社、2000)
- 河南省文物考古研究所·平頂山市文物管理局編『平頂山应国墓地』I (大象出版社、2012)
- 韓巍「讀《首陽吉金》瑣記六則」[朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』(上海古籍出版社、2011)]
- 胡進駐「矢国、虞国与吴国史迹略考」(華夏考古 2003—3)
- 黃錦前「霸伯孟銘文考积」(中国国家博物館館刊 2012—5)
- 侯彦峰·張崇寧·馬蕭林·王娟「山西黎城楷侯墓地出土祭祀動物骨骼鑒定与分析」(江漢考古 2013—4)
- 黃陂縣文化館·孝感地区博物館·湖北省博物館「湖北黃陂魯台山兩周遺址与墓葬」(江漢考古 1982—2)
- 黃鳳春·胡剛「說西周金文中的“南公”」(江漢考古 2014—2)
- 吳鎮烽·朱艳玲「斲簋考」(考古与文物 2012—3)
- 湖北省文物考古研究所·随州市博物館「湖北随州葉家山 M65 發掘簡報」(江漢考古 2011—3) [湖北 2011—a]  
同上「湖北随州葉家山西周墓地發掘簡報」(文物 2011—11) [湖北 2011—b]  
同上「随州葉家山西周墓地第二次考古發掘的主要収獲」(江漢考古 2013—3) [湖北 2013—a]  
同上「湖北随州葉家山 M28 發掘報告」(江漢考古 2013—4) [湖北 2013—b]
- 蔡運章「虢国的分封与五个虢国的歷史糾葛」(中原文物 1996—2)
- 山西省考古研究所·運城市文物工作站·絳縣文化局「山西絳縣橫水西周墓發掘簡報」(文物 2006—8)
- 山西博物院·山西省考古研究所『發現山西』(山西人民出版社、2007)
- 山西省考古研究所·曲沃縣文物局「山西曲沃羊舌晋侯墓地發掘簡報」(文物 2009—1)
- 山西省考古研究所大河口墓地連合考古隊「山西翼城縣大河口西周墓地」(考古 2011—7)
- 山東省博物館「山東益都蘇埠屯第一号奴隸殉葬墓」(文物 1992—8)
- 山東省文物考古研究所「山東高青縣陳莊西周遺址」(考古 2010—8)  
同上「山東高青縣陳莊西周遺存發掘簡報」(考古 2011—2)
- 尚志儒「西周金文中的豐国」(文博 1991—4)
- 朱鳳瀚「簡論與西周年代学有關的幾件銅器」[朱鳳瀚主編『新出金文與西周歷史』(上海古籍出版社、2011)]  
同上「關於西周金文歷日的新資料」(故宮博物院院刊 2014—6)
- 徐錫台『周原甲骨文綜述』(三秦出版社、1987)
- 徐天進「周公廟遺址的考古所獲及所思」(文物 2006—8)
- 信陽地区文管会·羅山縣文化館「河南羅山縣蟒張商代墓地第一次發掘簡報」(考古 1981—2)
- 鄒衡主編『天馬一曲村 1980—1989』(科学出版社、2000)

- 陝西省考古研究院·渭南市文物保護考古研究所·韓城市文物旅游局「陝西韓城梁帶村遺址 M27 發掘簡報」(考古与文物 2007—6)  
同上「陝西韓城梁帶村墓地北区 2007 年發掘簡報」(文物 2010—6) [陝西 2010—a]
- 陝西省考古研究院·渭南市考古所·韓城市文物局「陝西韓城梁帶村芮国墓地西区發掘簡報」(考古与文物 2010—1) [陝西 2010—b]
- 陝西省考古研究院「陝西韓城市梁帶村芮国墓地 M28 的發掘」(考古 2009—4)
- 曹定雲「刑台西周卜辭乃周初召公占卜考」[三代文明研究編集委員會編『三代文明研究(一)』(科学出版社、1999)]
- 中国科学院考古研究所編『上村嶺虢国墓地』(科学出版社、1959)
- 中国社会科学院考古研究所·北京市文物工作隊「1981—1983 年琉璃河西周燕国墓地發掘簡報」(考古 1984—5)
- 中国社会科学院考古研究所·北京市文物研究所「北京琉璃河 1193 号大墓發掘簡報」(考古 1990—1)
- 中国社会科学院考古研究所編『張家坡西周墓地』(中国大百科全书出版社、1999)  
同上編『滕州前掌大墓地』(文物出版社、2005)
- 張涓蓮·段宏振「刑台西周考古与西周邢国」(文物 2012—1)
- 趙燕姣「古息国變遷考」(中原文物 2014—3)
- 張屹橋「商周墓道制度弁論」(中原文物 2009—2)
- 張筱衡「散盤考积」(人文雜誌 1958—2~4)
- 張崇寧「掀開古黎国的神秘面紗」[『發現考古』(山西人民出版社、2007)]
- 陳槃『春秋大事表列国爵姓及存滅表譌異』(中央研究院歷史語言研究所專刊、1969)《三訂本(1988)》
- 陳夢家「西周銅器断代」5(考古學報 1956—3) [同氏『西周銅器断代』(中華書局、2004)所收]
- 滕縣博物館「山東滕縣發現滕侯銅器墓」(考古 1984—4)
- 董珊「山西絳縣橫水 M2 出土肅卣銘文初探」(文物 2014—1)
- 童書業『春秋史』(開明書局、1947)
- 任亞珊·郭瑞海·賈金標「1993—1997 年刑台葛家莊先周遺址、兩周貴族墓地考古工作的主要収獲」[三代文明研究編集委員會編『三代文明研究(一)』(科学出版社、1999)]
- 任偉「虢国考」(史學月刊 2001—2)  
同上「“应史”諸器与周代異姓史官」(華夏考古 2002—3)
- 白海燕·白軍鵬「論長子沫臣簋的国別」(中国国家博物館館刊 2014—3)
- 北京大学考古学系·山西省考古研究所「1992 年春天馬一曲村遺址墓葬發掘報告」(文物 1993—3)  
同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第二次發掘」(文物 1994—1) [北京 1994—a]  
同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第三次發掘」(文物 1994—8) [北京 1994—b]  
同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第四次發掘」(文物 1994—8) [北京 1994—c]  
同上「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第五次發掘」(文物 1995—7) [北京 1995—a]
- 北京市文物研究所『琉璃河西周燕国墓地 1973—1977』(文物出版社、1995) [北京 1995—b]
- 北京大学考古文博院·山西省考古研究所「天馬一曲村遺址北趙晋侯墓地第六次發掘」(文物 2001—8)
- 凡国棟「曾侯與編鐘銘文東积」(江漢考古 2014—4)
- 楊伯峻『春秋左傳注』(中華書局、1981)
- 洛陽博物館「洛陽北窑村西周遺址 1974 年度發掘簡報」(文物 1981—7)
- 洛陽市文物工作隊『洛陽北窑西周墓』(文物出版社、1999)
- 羅西章編『扶風縣文物志』(陝西人民教育出版社、1993)
- 李學勤·唐雲明「元氏銅器与西周的邢国」(考古 1979—1)
- 李學勤『夏商周年代学札記』(遼寧大学出版社、1999)  
同上「翼城大河口尚孟銘文試积」(文物 2011—9)
- 琉璃河考古隊「琉璃河遺址 1996 年度發掘簡報」(文物 1997—6)
- 盧連成·胡智生『宝鷄虢国墓地』(文物出版社、1988)

[論考：日文]

- 飯島武次「中国渭河流域における先周・西周時代遺跡の調査」[飯島武次編『中国渭河流域の西周遺跡』(同成社、2009)]
- 同上「渭河流域先周・西周遺跡調査報告」[飯島武次編『中国渭河流域の西周遺跡Ⅱ』(同成社、2013)]
- 落合淳思『殷代史研究』(朋友書店、2012)
- 角道亮介『西周王朝とその青銅器』(六一書房、2014)
- 黄川田修「斉国始封地考」(東洋学報 86—1、2004)
- 白川静『詩経研究通論篇』(朋友書店、1981) [『白川静 著作集 10 〈詩経Ⅱ〉』(平凡社、2000) 所収]
- 谷秀樹「西周代天子考」(立命館文学 608、2008)
- 同上「西周代陝東出自者「周化」考」(立命館文学 617、2010) [拙稿 2010—a]
- 同上「西周王権と王畿内大族の動向について」(立命館文学 619、2010) [拙稿 2010—b]
- 同上「西周代陝東戦略考」(立命館文学 626、2012)
- 同上「西周代陝東系外諸侯帰順考」(立命館文学 631、2013)
- 同上「周王の所在地の変遷について」(立命館文学 637、2014)
- 松井嘉徳『周代国制の研究』(汲古書院、2002)
- 松本雅明『春秋戦国における尚書の展開』(風間書房、1966)
- 吉本道雅「史記原始(一) —西周期・東遷期—」(古史春秋 4、1987)
- 同上「左伝成書考」(立命館東洋史学 25、2002)
- 同上「西周紀年考」(立命館文学 586、2004)
- 同上『中国先秦史の研究』(京都大学出版会、2005) [吉本 2005—a]
- 同上「先秦」[愛宕元・富谷至編『中国の歴史』【上】(昭和堂、2005)] [吉本 2005—b]

(本学文学部非常勤講師)